

あおぞら小規模生活単位型指定短期入所生活介護 運営規程

事業の目的

第1条

医療法人社団あおぞら会が開設する、あおぞら小規模生活単位型指定短期入所生活介護（以下「あおぞら事業所」という。）が行う小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保する為に人員および管理規程に関する事項を定め、事業所の介護福祉士・看護師・その他の従事者（以下「介護福祉士等」という）が、社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活を提供することを目的とする。

運営の方針

第2条

1. 事業所の介護福祉士等は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が、要介護者状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な世話および機能訓練を行うことにより、要介護者の心身の機能の維持並びに介護者の軽減を図ることに努めるものとする。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 あおぞら小規模生活単位型指定短期入所生活介護
2. 所在地 三田市大畑字清水 357-1

職員の種類、人員、及び職務内容

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従業員の管理・業務の管理及び短期入所生活介護の利用申し込みに係る調整・業務の実施状況の把握・短期入所生活介護計画の作成その他の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員 1名（常勤兼務）
生活相談員は、利用者の生活相談・助言を行い必要な援助を行う。
3. 看護職員 3名（常勤兼務3名）
看護職員は、利用者の心身の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な処置を行う。
4. 介護職員 8名（常勤6名専従・常勤兼務1名・非常勤1名専従）
5. 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術を持って介護を行う。
6. 機能訓練指導員 3名（常勤専従1名・常勤兼務2名）
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持及び予防について適切な機能及び指導を行う。
7. 栄養士 1名(常勤兼務)
給食管理、利用者の栄養指導を行う。
8. 医師 1名(常勤兼務)
9. 利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

利用者の定員

第5条 利用定員は、次のとおり定める 20名

小規模生活単位型指定短期入所生活介護の内容および料金その他の費用の額

第6条

1. 短期入所生活介護の内容は次の通りとし、短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。
(厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する)

- 1 入浴
 - 2 排泄
 - 3 食事
 - 4 生活相談・助言
 - 5 機能訓練・助言
 - 6 送迎
 - 7 レクリエーション
 - 8 その他日常生活上の世話
2. 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
- 1 理美容代（2000 円）
 - 2 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 通常の事業実施地域以外の地区のお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいから当事業所にかかる送迎費用全額が自己負担となります。
- 1、事業所から片道 5 km未満 530 円（片道）
 - 2、事業所から片道 5 km以上 10 km未満 1,050 円（片道）
 - 3、事業所から片道 10 km以上、5 km毎に 530 円（片道）を加算
 - 4、その他、有料道路・自動車専用設備等を利用する場合はその実費
- 3 前号に掲げるもののほか、短期入所生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 居住費（ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用）は徴収しない。
3. 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に説明した上で支払いに同意を得ることとする。

通常の実施地域

第 7 条 通常の実施区域は、三田市全域、篠山市（旧今田町のみ）、加東市（旧社町のみ）、三木市（旧吉川町のみ）の区域とする。

サービスの利用にあたっての留意事項

第8条 利用者は短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 短期入所生活介護サービス利用中の利用者の受診の付添いは、急変その他緊急事態以外は行わないこととする。
- 2 サービス利用者に本人の精神面・体調面で気づいた点があれば連絡する事とする。
- 3 サービス利用者に必ず本人服用中の薬を利用日数分だけ持参すること。足りない場合や追加分等があった場合は、家族等に持ってきて頂く事とする。
- 4 利用中の持参物品の紛失を防ぐためにすべてに名前を記入のこと。
- 5 他の利用者に危害が及ぶ行為や危険と判断した場合は、ご家族と協議の上で方針を決定して行う事とする。

緊急時における対処方法

第10条

1. 短期入所生活介護職員は短期入所生活介護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
2. 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事態が生じた場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

非常災害対策

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に非難救出その他必要な訓練を行う。

その他運営に関する留意事項

第12条

1. 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
2. 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従事者であったものに、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
4. 営業は終日、営業時間は24時間の営業とする。
5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
6. 当施設は男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法に照らし、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)により、職員の就業環境が害されることを防止するための雇用管理上の措置を講じ運営するものとする。
7. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②事業所において従業者に対し、虐待のための研修を定期的
に実施する。
 - ③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
8. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。
 - ①事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、
必要な研修及び訓練を定期的
に実施する。
 - ②事業所は、定期的
に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ
て業務継続計画の変更を行う。
9. 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。
 - ①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための
対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について
従業者に周知徹底を図る。

②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

10. 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。

①事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

②事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 2 年 8 月 18 日から追加施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から追加施行する。

医療法人社団 あおぞら会
あおぞら小規模生活単位型生活短期入所生活介護事業所

(平成 16 年 11 月 1 日開設)

代表者：石川 昇

管理者：谷 千鶴

指定事業所番号：2871200537

サービス内容：併設型ユニット型個室 短期生活介護

住所：〒669-1354 兵庫県三田市大畑字清水 357-1

TEL：079-560-0553 Fax：079-560-0551 利用定員：20名

送迎可能地区：三田市内及び近隣市町概ね片道 20 km以内

○ 要介護度別サービス利用料金 (利用者負担額)

短期入所生活介護事業所に要する額は、厚生労働大臣が定める 1 単位に地域区分ごとの定める単位数 (5 級地：10.55 円) を乗じて算定するものである。

要介護度	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5		
基本サービス料	704 単位 (30 日迄)	670 単位 (61 日以上)	772 単位 (30 日迄)	740 単位 (61 日以上)	847 単位 (30 日迄)	815 単位 (61 日以上)	918 単位 (30 日迄)	886 単位 (61 日以上)	987 単位 (30 日迄)	955 単位 (61 日以上)	
サービス提供体制加算Ⅱ	18 単位										
短期生活看護体制加算Ⅰ	4 単位										
短期生活看護体制加算Ⅱ	8 単位										
個別機能訓練加算	56 単位										
医療連携強化加算	58 単位										
加算料金	送迎 (片道)	184 単位									
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 13.6%	(30 日迄)1032×13.6%	(30 日迄)1100×13.6%	(30 日迄)1175×13.6%	(30 日迄)1246×13.6%	(30 日迄)1315×13.6%					
	小 計 (円)	(1 割)1,236 円	1,319 円	1,408 円	1,493 円	1,576 円					
	(30 日迄)	(2 割)2,472 円	2,638 円	2,816 円	2,986 円	3,152 円					
		(3 割)3,708 円	3,395 円	4,224 円	4,479 円	4,728 円					
食 費(日額 1600 円)	朝食 350 円、昼食 700 円、夕食 550 円										
部屋代	2,070 円										
日用品	110 円										
教養娯楽費	110 円										
飲み物代	150 円										
そ の 他	(実費) (緊急短期入所受入加算 90 単位) (口腔連携強化加算 50 単位)(看取り連携体制加算 64 単位)(31~60 日を超える▲30 単位)										
合 計 (円)	(1 割)5,276 円	5,359 円	5,448 円	5,533 円	5,616 円						
	(30 日迄)	(2 割)6,512 円	6,678 円	6,856 円	7,026 円	7,192 円					
		(3 割)7,748 円	7,997 円	8,264 円	8,519 円	8,768 円					

※月単位請求のため金額は多少の増減があります

令和 6 年 6 月現在

医療法人社団 あおぞら会
あおぞら小規模生活単位型介護予防短期入所生活介護事業所

(平成 18 年 4 月 1 日開設)

代表者：石川 昇

管理者：谷 千鶴

指定事業所番号：2871200537

サービス内容：併設型ユニット型個室 短期生活介護

住所：〒669-1354 兵庫県三田市大畑字清水 357-1

TEL：079-560-0553 Fax：079-560-0551 利用定員：20 名

送迎可能地区：三田市内及び近隣市町概ね片道 20 km以内

○ 要介護度別 1 日あたりのサービス利用料金 (利用者負担額)
 短期入所生活介護事業所に要する額は、厚生労働大臣が定める 1 単位に地域区分ごとの定める単位数 (5 級地：10.55 円) を乗じて算定するものである。

要介護度		要支援 1		要支援 2	
基本サービス料		529 単位 (30 日迄)	503 単位 (31 日以上)	656 単位 (30 日迄)	623 単位 (31 日以上)
個別機能訓練加算		56 単位			
サービス提供体制加算Ⅱ		18 単位			
加算料金	送迎 (片道)	184 単位			
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ 13.6%	(30 日迄)787×13.6%		(30 日迄)914×13.6%	
	小 計 (円) (30 日迄)	(1 割)943 円 (2 割)1,886 円 (3 割)2,829 円		1,095 円 2,190 円 3,285 円	
食 費(日額 1600 円)		朝食 350 円、昼食 700 円、夕食 550 円			
部屋代		2,070 円			
日用品		110 円			
教養娯楽費		110 円			
飲み物代		150 円			
そ の 他		(実費)) (口腔連携強化加算 50 単位)			
合 計 (円) (30 日迄)		(1 割)4,983 円 (2 割)5,926 円 (3 割)6,869 円		5,135 円 6,230 円 7,325 円	

※月単位請求のため金額は多少の増減があります

令和 6 年 6 月現在